

# 精華町不妊治療等給付事業について

(令和4年3月31日以前治療開始分)

精華町では、子を希望しながらも恵まれないため、不妊治療や不育治療等を受けている夫婦に対して、その治療に要する費用の一部を助成します。

## 1. 対象者

次の要件を満たす方が対象となります。

- ・精華町に住所を有し、京都府内に引き続き1年以上住所を有する夫婦  
(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係にある者を含む。)
- ・各種医療保険に加入していること
- ・生活保護法第11条に規定する扶助を受けている世帯に属する者でないこと

## 2. 助成対象となる治療

- (1) 一般不妊治療…保険適用のある治療及び人工授精
- (2) 不育治療等 …不育症の原因を特定するための検査及び治療  
(いずれも保険適用のあるもの)

## 3. 助成金の額

精華町に住所を有している間に受けられた上記2. の治療に要した自己負担額の2分の1を助成します。ただし、1年度(4月1日～3月31日)の治療につき、上限額は次のとおりです。

- (1) 一般不妊治療…医療保険が適用される治療の場合、上限6万円  
人工授精を含む場合、上限10万円
- (2) 不育治療等 …1回の妊娠について、上限10万円

## 4. 申請および請求方法

診療日の翌日から1年以内に所定の申請書に下記の必要書類を添えて、健康推進課へ提出してください。

### 【提出書類】

- 不妊治療等(一般不妊治療・不育治療等)助成金交付申請書【別記様式第1号】

※金額、日付は空欄でご提出ください

- 医療機関機関証明書

- ・一般不妊治療医療機関証明書【別記様式第2号の1】※不妊治療、人工授精について申請される方
- ・不育治療等医療機関証明書【別記様式第2号の2】※不育治療等について申請される方

- 事実婚関係に関する申立書【別記様式第2号の3】※事実婚関係にある場合

- 不妊治療等助成金請求書【別記様式第5号】※金額、日付は空欄でご提出ください

## 5. 問い合わせ先

精華町役場 健康推進課 母子保健係 Tel 95-1905

※この説明書は精華町不妊治療等給付事業実施要綱の概要を記したものです。